試験開発証明書

第　　号
西暦　　年　　月　　日

申　請　者　住　所
申請者氏名又は名称
記名押印又は署名

西暦　　年　　月　　日付けで申請のあった「試験開発証明願」に記載の物品（下記、数量の範囲内に限る。）については、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（以下「CPTPP」という。）第２章附属書２－Ｄの日本国の関税率表付録Ａ第Ｂ節の CPTPP の全ての締約国向け関税割当て（TWQ）に掲げる TWQ-JP32 砂糖の規定に基づき、新商品の試験開発等を目的として輸入されるものであることを証明する。

数量　　ｔ

なお、本証明書の有効期間は、西暦　　年　　月　　日から西暦　　年３月 31 日までとする。

農林水産大臣
吉川　貴盛

証明対象物品

ＣＰＴＰＰ第２章 附属書２－Ｄ付録Ａ 第Ｂ節のＣＰＴＰＰの全ての締約国向け関税割当て（ＴＷＱ）に掲げるＴＷＱ－ＪＰ３２砂糖の（ｃ）に規定する品目に該当する原産品であって、関税定率法別表第１７０１．１２号、第１７０１．１４号の１の（1）、第１７０１．１４号の２、第１７０１．９１号および第１７０１．９９号に掲げる物品、同表第１７０２．９０号の１に掲げる物品（分蜜糖に限る。）、同号の２に掲げる物品（分蜜糖のものに限る。）、第１７０２．９０号の５の（２）のＡ及び第２１０６．９０号の２の（２）のＡ（分蜜糖のものに限る。）に掲げる物品のうち、輸入時において一般に販売されていない製品の開発又は試験的な製造・販売を目的として輸入する物品。

（裏面）

通　　関　　状　　況（品名　　）

税関申告番号及び申告年月日	通関数量	関税割当数量の残存数量	許可年月日及び税関押印